

## 関東森林管理局署等随意契約見積心得

平成 23 年 12 月 19 日 23 関経第 161 号  
関東森林管理局長より各森林管理署長等あて

### (目的)

第 1 条 関東森林管理局署等所掌の契約を随意契約により行う場合における見積りその他の取扱いについては、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）、契約事務取扱規則（昭和 37 年大蔵省令第 52 号）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和 55 年政令第 300 号）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令（昭和 55 年大蔵省令第 45 号）その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

### (見積者の資格)

第 2 条 見積りをしようとする者（以下「見積者」という。）は、当該随意契約について、契約担当官等（会計法第 29 条の 3 第 1 項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）から、見積参加者としての通知又は依頼を受けた者でなければならない。

### (見積り等)

第 3 条 見積者は、見積依頼書、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟知の上、見積しなければならない。この場合に、見積依頼書、仕様書、図面、契約書案等について疑義があるときは、見積日時に支障を及ぼさない範囲内で関係職員の説明を求めることができる。

2 見積者は、見積書（様式第 1 号又は任意の様式）を作成し、封かんの上、見積者の氏名（法人にあっては、法人名）、あて名及び見積件名を表記し、見積依頼書に示した日時までに見積しなければならない。

ただし、電子入札システム又は電子調達システム（以下「電子入札システム等」という。）により見積書を提出する場合は、同システムにおいて見積書を作成し、見積依頼書に示した日時までに提出し、見積書受付票を受理しなければならない。

3 見積者は、見積書を郵便をもって提出する場合には、二重封筒とし、中封筒の表に前項の所定事項を記載し、表封筒に封かんの上、「見積書在中」と朱書して書留郵便とし、契約担当官等宛ての親展で提出しなければならない。

4 押印を省略した見積書であり、契約担当官等が認めた場合、電子メールで見積書を提出することができる。

5 見積者は、見積書を提出した後は、見積書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

6 見積者が代理人によって見積りさせるときは、見積書の提出前に代理人の資格を示す委任状（様式第 2 号）を見積担当職員に提出するものとし、見積書には代理人の表示をしなければならない。

7 見積者は、暴力団排除に関する誓約事項（様式第 3 号）について見積書の提出前に確認しなければならない。見積書の提出をもってこれに同意したものとする。

（見積りの取りやめ）

第3条の2 見積者は見積書を提出するまでは、いつでも見積りを取りやめることができる。予定価格の制限の範囲内の価格をもって見積りをした者がいないときに再度の見積合わせを行う場合も、また同様とする。

2 前項の場合において、見積者は、辞退届を電子入札システム等の入力画面上において作成の上、見積書の提出期限までに電子入札システム等により提出し、又は辞退届（様式第4号）を契約担当官等に持参し、若しくは郵送等により提出するものとする。ただし、これによることができない場合は、辞退届（様式第4号）又はその旨を明記した見積書を、見積合わせを執行する者に直接提出するものとする。

3 見積りを取りやめた者は、これを理由として以後に不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な見積りの確保）

第3条の3 見積者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

（見積合わせの取りやめ等）

第4条 見積者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、見積りを公正に執行することができないと認められるときは、当該見積者への依頼を取りやめ、又は見積合わせの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（無効の見積り）

第5条 次の各号の一に該当する見積りは、無効とする。

- 一 委任状を提出しない代理人のした見積り
- 二 記名を欠く見積り
- 三 金額を訂正した見積り
- 四 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積り
- 五 同一事項の見積りについて同一人が2通以上なした見積り又は見積者若しくはその代理人  
が他の見積者の代理をした見積り
- 六 見積書の提出期限後に到達した見積り
- 七 暴力団排除に関する誓約事項（様式第3号）について、虚偽又はこれに反する行為が認めら  
れた見積り
- 八 見積りについて契約担当官等が示した以外の条件を付した見積り
- 九 その他、見積りに関する条件に違反した見積り

2 見積書提出後、随意契約の相手方を決定するまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該者のした見積りは無効として取り扱うものとする。

- 一 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省が発注する契約からの排除要請があったとき
- 二 前項の事実が判明したとき

（見積書等の取扱い）

第6条 提出された見積書等は、開封前も含め返却しないこととする。見積者が連合し若しくは不穩の行動をなす等の情報があつた場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、見積書等を公正取引委員会及び警察当局に提出する場合がある。

（契約の相手方の決定）

第7条 見積りを行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって見積りをした者を契約の相手方とする。

- 2 見積りの結果、予定価格の制限に達した見積りがないときは、再度の見積りを行うことがある。この場合第1回目の最高又は最低の見積価格を下回る又は上回る価格で見積りをした者の見積りは無効とし、当該見積りに係る第3回目以降の見積参加者の資格を失うものとする。第3回目以降に行う見積についても上記を準用して行うものとする。

ただし、建設工事の随意契約見積りの場合にあっては、見積執行回数は、原則として、2回を限度とするものとする。

- 3 前項の見積りを行ってもなお予定価格の制限に達した見積書の提出がない場合には、契約担当官等は当該見積りを打ち切ることがある。
- 4 第2項の見積りには、第5条に規定する無効の見積りをした者は参加することができないものとする。
- 5 郵便による見積りを行った者がある場合において、直ちに再度の見積りを行うことができないときは、契約担当官等が指定する日時において、再度の見積りを行う。
- 6 契約の相手方となるべき見積をした者が2人以上あるときは、直ちに当該見積りをした者にくじを引かせて契約の相手方を定めるものとする。
- 7 前項の場合において、当該見積りをした者のうち、くじを引かない者、郵便による見積りで当該見積りに立ち会わない者があるときは、これに代わって見積事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（契約書等の提出）

第8条 契約の相手方は、契約書を作成するときは、契約担当官等から交付された契約書の案に記名押印の上、契約の相手方を決定した日の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない）に、これを契約担当官等に提出しなければならない。

- 2 契約担当官等は、契約の相手方が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、これを契約の相手方としないことがある。
- 3 契約担当官等が、契約書の作成を要しないと認めた場合においては、契約の相手方は、速やかに請書その他これに準ずる書面を契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要がないと認めた場合は提出を要しない。
- 4 当該工事が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）第9条に定める対象建設工事である場合は、第1項の契約書の案の提出以前に建設リサイクル法第12条第1項の規定に基づく説明及び第13条第1項の規定に基づ

く協議を行わなければならない。

- 5 契約担当官等が見積依頼において、契約書を電磁的記録により作成することができるとした契約について、契約相手方が電子入札システム等により見積りを行った場合又は電子契約システムにより契約を行う場合は、第1項の規定にかかわらず、電子調達システム又は電子契約システムにおいて契約担当官等が作成した契約書の電磁的記録に電子署名を付すことにより契約書の案への記名押印及び提出に代えることができる。

（業務等完了保証人）

第9条 契約の相手方は、測量・建設コンサルタント等及び製造（以下この条において「業務等」という。）の請負契約については、自己に代わって自ら業務等を完了することを保証する他の同業者を保証人として立てることができる。

- 2 前項の保証人は、次に掲げる基準に適合している者から選定しなければならない。

当該業務の請負契約について、「農林水産本省等建設工事等契約事務取扱要領の制定について」（平成12年12月1日付け12経第1859号大臣官房経理課長通知）第31条に規定する指名基準に該当する者で契約の相手方と同等またはそれ以上に業務等の履行能力を有すると認められる者であること。

- 3 前項の保証人の選定については、契約担当官等の承諾を得なければならない。

（異議の申立）

第10条 見積者は、見積書を提出後この心得、見積依頼書、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（その他の事項）

第11条 この心得に掲げるほか、見積に必要な事項は別に指示するものとする。

附則

この要領は、平成24年1月1日から適用する。

附則

この要領は、平成31年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和3年1月25日から適用する。

附則

この通知は、令和5年2月9日以降に入札公告等を行う請負契約から適用する。

附則

この通知は、令和8年5月1日以降に入札公告等を行う契約から適用する。

様式第 1 号（第 3 条）

見 積 書

年 月 日

担当官  
長

殿

（見積者）  
住 所

商号又は名称  
代表者氏名

（代理人）  
氏 名

¥ \_\_\_\_\_

ただし \_\_\_\_\_ の代金

上記のとおり、見積依頼書、見積心得等記載事項を承知の上、見積りします。

（注意事項）

- 1 金額は円単位とし、アラビア数字をもって明記すること。
- 2 用紙の寸法は、日本産業規格 A 列 4 番とし、縦長に使用すること。
- 3 なお任意の見積書を使用する場合は、見積心得等発注者が示す条件等を承知の上、見積書を提出したものとする。

様式第2号（第3条）

委 任 状

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

1 見積年月日                      年        月        日

2 件        名

3 見積書提出に関する一切の件

年        月        日

住        所

商号又は名称

代表者氏名

担当官

長

殿

※ 本様式は標準例を示したものであり、上記事項が記載された適宜の様式を使用しても差し支えない。

### 様式第3号（第3条）

#### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても異議は一切申し立てません。

また、貴局署等の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

#### 記

##### 1 契約の相手方として不適当な者

- （1） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合は、その者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与しているものをいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を言う。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （2） 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （3） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （4） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- （5） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

##### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （1） 暴力的な要求行為を行う者
- （2） 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （3） 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （4） 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- （5） その他前各号に順ずる行為を行う者

上記事項について入札書の提出をもって誓約します。

様式第4号（第3条の2）

辞 退 届

年 月 日

担当官  
長

殿

（ 見積者 ）  
住 所

商号又は名称  
代表者氏名

（ 代理人 ）  
氏 名

件 名

上記について、都合により見積りを辞退します。

（注意事項）

- 1 用紙の寸法は、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用すること。
- 2 本様式は標準例を示したものであり、その他必要事項を追加した適宜の様式を使用する場合がある。また、認める場合がある。